

# 文書館だより

第6号

昭和61年1月

## 上州における伊勢御師の活動

——慶安元年三日市兵部と成願寺出入について——

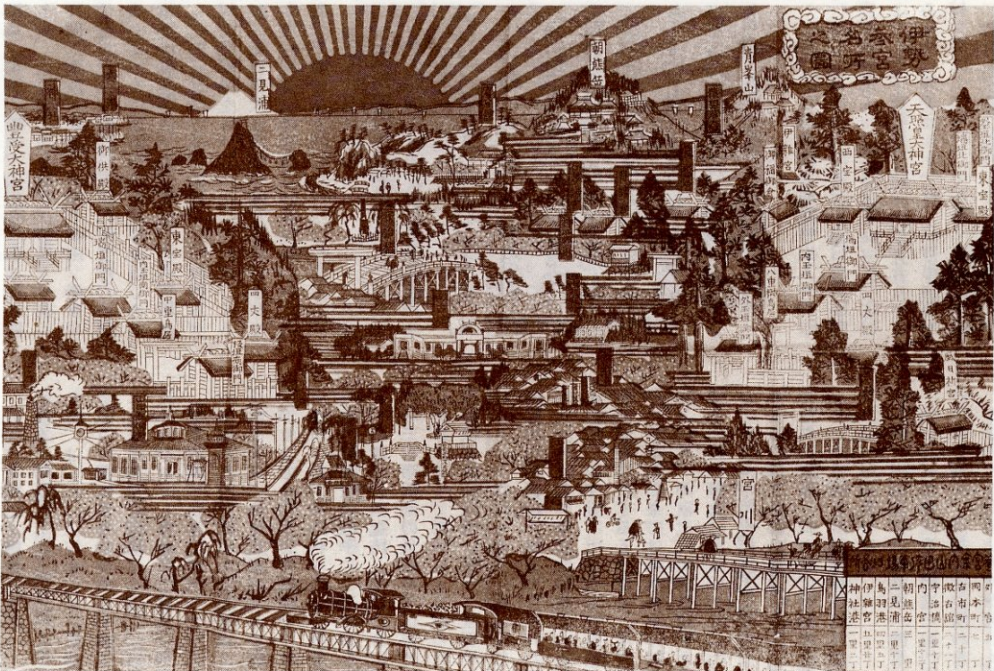


群馬県立文書館  
協議会委員 西垣晴次

### 一、上野国と神宮

上野国には長暦二(一〇三八)年、神宮の封戸二五戸が置かれ(神宮雜例集、建久三(一一九二)年の神領注進には、蘭田、須永、青柳、玉村、高山、邑菜の六御厨がみえ(真史資料六)、神鳳抄には上記の六御厨の他に、細井、広沢、寮米の三御厨と大蔵保が神宮の所領としてみえている(県史資料六)。この神宮の所領分布を神領注進により関東の国々と比べると、相模(大庭)、武蔵(榎谷、飯倉、七松、大河土)、下野(築田、寒河)、安房(東条、下総(相馬、夏見)、常陸(小栗)とみえ、上野国が関東にあつて神宮

領がもつとも多く分布していた地域であったことが知れる。このことは神宮と上野国との交渉が多かつたことを意味する。また、御厨の存在と伊勢信仰の展開が深い関係をもつことは言うまでもない(西垣「お伊勢まいり」岩波新書参照。伊勢信仰の展開にあつては、伊勢からの面と、伊勢への面の両者を考えなくてはならない。伊勢からと云うのは、神宮側からの働きかけであり、古代、中世にあつては、御厨の関係者、役夫工米の催使、御師などの活動であり、中世、近世ではもつぱら御師の活躍がそれである。伊勢へと云うのは、人々の伊勢参宮を中心と育成されるものである。両者のうち、後者は参宮日記の類が地元に残されることもあつて注目はされた。しかし、前者は御師の活動が地元の史料のうちに見



「伊勢参宮名所之図」(藤岡市高山、坂本計三家文書、県立文書館寄託)



え隠れはするが、それだけでは不十分で御師の生活の根拠地である宇治と山田に残る史料について注意する必要がある。しかし、神宮側の史料も明治四年の御師制度の廃止による御師の没落、戦災の被害と云ったことが重なり、近世に活躍した御師の実状を知るに足る史料は非常に少ない。ここでは、上州を舞台とした慶安元(一六四八)年の外宮の御師三日市兵部と内宮の所在地宇治の成願寺との御祓の配布をめぐる出入について紹介することにした。

## 二、上州の伊勢御師

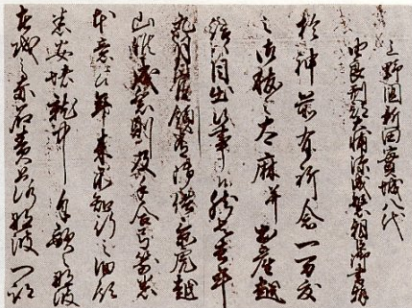
慶安の事件にふれるまえに、上州での伊勢御師の活動状況を見ておこう。永正十五(一五一八)年の久保倉道三の「御道者日記」が、上州と伊勢御師のかかわりを示す最初の史料である。道三は表紙に「坂東へ廿二とし下郷」と記しており、それを信用するなら彼の活動は明応年間(1494-1501)に遡る。久保倉は外宮の御師で近世では東上州に接する下野国を旦那場としていた(県史資料七)。続いて永禄年間(一五五八-一六九)の由良成繁と外宮の御師三日市大夫次郎との師檀関係を語る文書の写が神宮文庫所蔵の「三方会合所引留」にみえている。これから中世末には神宮の御師が上州で活動していたことが知られる。

近世の状況を「群馬県史近世史料所在目録」一一二七によりみると、三日市大夫次郎、浦田大夫、上野清大夫、車館大

夫の四軒の御師が上州に旦那場をもっていたが、史料上もつとも多いのが三日市大夫次郎で、北毛、西毛、中毛の各地域にその名をみる事ができる(所在目録が東毛地区に及べば、事例は追加されるかもしれない)。三日市大夫次郎が延享二(一七四五)年に永代大々神楽千人講を結成するため、吾妻、群馬両郡を中心に廻った時に募金に応じた人間とその金額を記した帳面が神宮徴古館に所蔵されているが、吾妻郡で八ヶ村、三三五六人、金額で一五一五両三分一〇〇文に及んでいる。この千人講の帳面によるなら三日市大夫次郎は北毛、中毛を主たる旦那場としていたことは疑えぬところであり、その活動は中世末に遡るものである。

さて、「所在目録」にみえた御師のうち三日市大夫次郎を除いては、他は全員、宇治に居住する内宮の御師である。明治十一年に旧御師から提出された「旧師職総人名其他取調帳」(神宮御師資料内宮篇「昭和五年、皇学館大学出版部刊」)によると、上野国に旦那場であった御師は泉館大夫、岩井田右近、中川神主、八羽石大夫、佐八神主、梅谷大夫、藤波神主、太郎館大夫、泉李助大夫、坂三頭大夫、向井館大夫、八幡大夫、上野館大夫、栗谷大夫の一家であり、「所在目録」にみえる三家を加え、一七家の内宮の御師が上州に旦那場をもっていたわけである。このうち泉館大夫は緑野郡に一村、梅谷大夫と栗谷大夫は山田郡に一村という状態だが、車館大夫は利根、勢多、吾妻、

群馬、那波、碓氷、山田の各郡に計三四七村、上野清大夫も碓氷、群馬、甘菜、片岡、那波、緑野、多胡、新田、勢多、佐位、邑楽に計三三五村八駅五町の旦那場があつた。三日市大夫次郎をはじめ外宮側の御師では、福島鳥羽大夫が碓氷(二)、甘菜(一)、緑野(一)の計五ヶ村に旦那場をもっていたことが知られるが、三日市大夫次郎の部分は公刊されていないので、現在はその旦那場の村の全貌は不明である。



永禄年間「三方会合所引留」

## 三、三日市兵部と成願寺出入一件

慶安の事件は「慶安元年三日市兵部内宮成願寺出入」(神宮文庫一門三五五六)と「三方会合記録」(同一門三五五八)にみえる。慶安元年十一月、三日市兵部少輔秀満は山田奉行石川大隅にあて五ヶ条にわたる目安を提出した。その第一条は

我等古来相伝之檀那所上州へ、内宮成願寺之使僧之由申南寛坊と申山伏罷越、はしめ二三者仏家之祈禱之札を賦り、扱知音を少々ともめ候て仏家之札を太神宮之御祓になほし、当年などハおびたゞしき躰にて罷越、御祓土座等を取調、我等旦那所へ大形不職賦り申候、其段旦那中も致迷惑様々辭退仕候へ共或ハおどし或ハすかし色々之はかりことを申おして御賦をくはり、帳を付、旦那衆へ判をさせ、我等旦那共を大略奪取申様子にて迷惑奉存候御事

と、成願寺の南寛坊と呼ばれる山伏が上州の三日市兵部の旦那所であるのかかわらず、御師により賦られる神宮の御祓を御師同様に賦り、旦那所が奪われるという状況を述べ、第二条ではこの南寛坊の行為は、神宮に下された寛永十二(一六三五)年の朱印状で「古来相伝之旦那、以才寛不可奪取事」とされた幕府の政策に反するものだと、反対の論拠を示し、第三条では寛永の朱印状で「参宮之族者、両宮之内可任其意」と参宮の自由意志によるのだとしたのは、あくまでも神宮の地に来た道士のこと、

「古来相伝之旦那」に及ぶものではなく、「旦那職之事ハ我々共之懸命之所領」であり、南寛坊と成願寺の行為は認めがたいとし、第四条では

先年も出羽国拙者旦那所へ内宮法楽舎又右之成願寺両寺之勸進之山伏罷越、御祓を賦り、旦那に仕付候わん才寛を仕候所々、此方より相改何れも証跡を



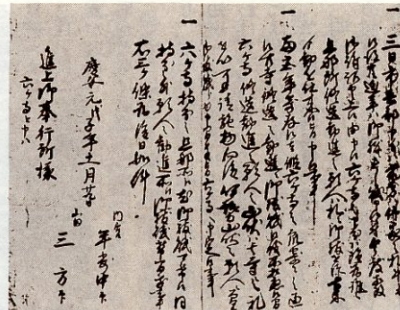
取、我等且那所を急度追出し申候、然共尤何方よりも於今一言も申分も無御座候、加様之先例も御座候御事、

と、出羽での同様の事件を実力行使により解決したことを述べ、最後の第五条で内外両宮の御師の間でも且那を奪うことをさしているのに、「成願寺修造之勸進之廻国山伏、才覚次第二むさと御祓をくばり、御初穂を申請、他之且那を心まかせに奪取申作法可在之儀ニ御座候はん哉」とし、成願寺と南寛坊を召出し、この行為を禁止されたい旨を記している。

三日市兵部の訴えは、山田奉行石川大隅により、奉行所の関与する問題ではなく、内・外両宮の年寄により処置すべきだとされ、内・外両宮の年寄はその結果を同年の十一月二十九日に奉行所に報告した。

この報告にみえる不法行為として三日市兵部により指摘された内宮六ヶ寺側の主張は、まず寺の札に御祓をそえて配ることは「祓為誰之且那所、修造勸進之願人ハ札ニ御祓を添、古来より勸進仕来り候」と、従来からの行為であるとする。この寺院側の主張は「従六ヶ寺之被申分之通ニ候」と両宮の年寄もこれを肯定する。しかし、寺院側の主張はかつての行動様式としては認められるが、時代は変わった。両宮の年寄は、先の文言に続いて「修造之勸進ニ御祓賦り候儀不相応ニ候」と、これまでの寺院側の行為を否定し、「六ヶ寺修造勸進之願人之山伏者、其寺々之札を以可罷、請施物候、向後伊

勢山伏之願人ニ曾而御祓くはらせ申間敷旨」を「六ヶ寺へ申定候」とする。この両宮年寄の決定は従来の慣例を否定するものであったが、彼等は伝統のすべてを否定することはできなかった。そこで最後に「六ヶ寺所持分之且那所へハ尤御祓賦り可被申候、同持分之外、願人之勸進所へハ御祓くはり被申間敷候事」とする。



慶安元年「三方会合記録」

この両宮年寄による判断はさまざま問題を含んでいるように思う。詳細は別の論考を必要とするけれども、十七世紀中葉の慶安にいたって、少くとも神宮では古代以来の勸進についての観念を変えたということは注目すべきことである。仏教・寺院と神宮側の行為との分離が意識的になされているのである。また神宮側から一括排除された寺院側でも寺院と廻国山伏（願人）との分離が進行している。寺院側は廻国山伏につき、次の禁制

を寛永十七（一六四〇）年に出している。

### 禁制

- 一、於路次等仮屋立、注連縄引、幣帛ヲ立、御伊勢殿与喚并螺吹、長權持在之ヲ廻事
- 一、喧嘩口論之事
- 一、雖為弟子判形不持者、勸進仕事付判形借贊之事

右之条々背背輩、於在之者、急度曲事可申付也

寛永十七年庚辰正月吉日法師光慶在判

この第一条にみられる廻国山伏によるところの御伊勢殿での活動は、勸進にあつたのごく一般的なものとして、中世にあつては認められていたものである。それがここで禁制の対象とされているのは、寺院側の変化を語るものである。寺院は勸進許可の印をえずに勸進活動をなす山伏については、罪科に処すとまで云っている。山伏（願人）に寺院の統制下に置くという意向が明らかである。山伏（願人）も近世的秩序のうちに位置づけられるのである。寺院、仏教と神宮を分離する方向と、山伏（願人）を寺院の統制下におくという方向が共に進められていくのである。慶安元年三日市兵部の且那場上州でおきた南寛坊という山伏による配札活動は、単に上州の地域史にこれまで知られなかった一史料を提供するに止まらず、近世の神宮にあつての信仰上の近世的秩序の形成過程の一端をうかがわせるものであつた。

こうした山伏たちへの従来の行動の否

定は、それが續年の慣習であればあるだけ一度の、あるいは一片の法令だけで消えることはない。内宮六ヶ寺のうちの明慶院、地藏院、清水寺の三ヶ寺は「如古来、国々所々江御祓致致參、勸進候様」を承應三（一六五四）年一月、山田奉行に提出し、さらに明暦元（一六五五）年には江戸寺社奉行に訴えるが、「重而御訴訟申上候ハ、曲事可被仰付旨」が両宮年寄に達せられる。だが、寛永二十（一六四三）に宇治に五九ヶ寺、寛文六（一六六六）年に山田に三七ヶ寺とその周辺に多くの寺院があつた神宮にとつて仏教色の排除は至難のことであつた。延宝二（一六七四）年十月には、常明寺がその祈禱札に両大神宮の文字を刷りこんでいたことをめぐり対立がおこる。しかし、基本的に仏教色の排除の方向がおしすすめられていく。

仏教色排除に成功すると、次は内宮と外宮が御祓の銘をめぐって対立する。寛文十、十一（一六七二）年、三日市帯刀が御祓に「天照兩皇太神宮」と記し、上州沼田の且那場に配つたことが問題となり、帯刀は閉門となる。寺院・山伏と神宮の対立、内宮と外宮の対立、ともに御祓をめぐっての対立論が、上州を舞台におこつたことは偶然とはいえ興味のあることである。

（群馬大学教授）



〔特 集〕

「群馬県民の日」の根拠をさぐる  
群馬県成立の経緯

——第一次群馬県の設置を中心に——

文書館専門員 石田和男

十月二十八日が「群馬県民の日」に制定され、昨年始めて記念式典や各種の行事が実施されました。そこで、今回は「なぜその日が県民の日となったのか」その根拠をさぐる特集を組んで見ました。

大政奉還から明治維新へ、その激動の中で群馬県がどのように誕生したのかについて、文書を中心に述べてみたいと思います。これが郷土への理解と関心を深める一助になればと考えます。

一、廃藩置県に至るまで

明治四年七月十四日に廃藩置県が行われました。これは政府の周到な計画のもとに段階的に実施されたのです。

まず、政府は大政奉還のあと、旧幕府の直轄地・旗本領等を府や県に分け、新たに任命にし知事事に治めさせ、各藩の領地はそのまま藩主によって治めさせることにしたのです。

上野国には慶応四年六月（九月に明治と改称）岩鼻県が置かれ、武蔵国西北部と合わせて三十六万石の旧幕府領が治められました。一方、上野国の藩は当時、前橋・高崎・沼田・安中・小幡・七日市・伊勢崎・吉井・館林の九藩がありました。が、その藩主が従来どおり統治しました。このように、この時期には上野国に一

岩鼻藩が併置されていたのです。この段階での各藩は、形式上幕府から天皇の支配下になっただけで実質的な変化はありませんでした。

次に、明治二年一月薩長土肥四藩による版籍奉還が行われると、全国の各藩も見習いました。上野国の諸藩では、まず三月一日に吉井藩、つづいて八日に前橋藩が返還し、三月中にはすべての藩の領地が天皇に返還されました。

これによって、藩は府・県と同格となり、政府の統制下に編入され、藩主も藩知事となって形式上は一地方官となったわけです。しかし、藩知事と住民の間には旧来の主従関係が続いていたのです。

二、第一次群馬県の成立

明治四年七月十四日、政府は廃藩置県の詔書を下し、藩の名称を廃して県と称することにしました。これによって上野国の諸藩も廃され、それぞれ県と改称されました。

当時上野国には前橋藩以下九藩と佐野藩以下十三の国外藩の分領として旧幕府領等を管轄していた岩鼻県がありました。しかし、吉井藩は二年十二月に廃藩を申し出、すでに岩鼻県に編入されていたので、前橋藩以下八藩がそれぞれ県となり、

岩鼻県とともに九県が併置されることになったのです。（国外藩の分領もそのままとなる）旧藩主の藩知事は免ぜられ東京在住となり、大参事が職務を代行しました。



岩鼻県印影

この段階での廃藩置県は、藩をそのまま県にしたもので全国的には三府三〇二県が置かれました。これは一挙に中央集権的な統治制度にすることへの危険を避けたためと考えられます。

次に、廃藩に成功した政府は、同年十月二十八日府県の統合を布告しました。これによって上野国の九県はすべて廃され、旧館林県を除く八県が統合されて「群馬県」が置かれることになりました。これが第一次群馬県の成立で、「群馬県民の日」の誕生の日にあたるわけです。

群馬県の成立に関する史料は、太政官布告第五五九号ですが、現存している第一次史料は、太政官の布達等を後にまとめて編集した「公文録」や「太政類典」です。ここでは「公文録」によって、群馬県の誕生の経緯を追ってみることにします。群馬県の設置を示す太政官布告は次のようなものです。

但高崎二縣廳ヲ被置候事  
群馬縣  
今般上野國小幡・伊勢崎・前橋・岩鼻・高崎・沼田・安中・七日市ノ八縣ヲ廃シ更ニ其縣ヲ被置、同国利根・吾妻・勢多・群馬・碓氷・那波・甘楽・佐位・片岡・多胡・緑野十一郡管轄被仰付候事。但当分同邑楽・山田・新田三郡並ニ元縣ニ管地他国ニ有之候分モ管轄可致事  
辛未（明治四年）十月二十八日  
太政官  
これによると、まず第一次群馬縣には館林藩が除かれ、東毛三郡も管轄に入っていないことがわかります。新田・山田・邑楽の三郡は栃木県に編入されたからです。しかし、当分の間は東毛三郡と他県にある管地（飛地）も群馬県で管轄するとなっています。これは栃木県が成立する十一月十四日までの暫定的な措置と考えられます。飛地については、複雑に入り組んでいるので、整理が間に合わなかったためと考えられます。



第一次群馬県印影

次に、群馬県が誕生した十月二十八日について考えてみたいと思います。この日は「府県官制」が公布され、全国の諸県の統廃合が布告された日です。この日



に直ちに県の統廃合を実施したのは本県だけでした。関東各県では十一月十四日が多く他も同月二十日前後が一般的でした。本県より早かったのは、弘前県ほか二県ですが二県程度の小さな合併でした。

なぜ本県が全国でいち早く県の統廃合を行ったのか、これに関する有力な史料は見当たらない。岩鼻県知事で初代の群馬県権令となつた青山貞の「県庁諸事日誌」には「上野国中拾遺ノ管轄地を合併シテ一縣トナシ高崎ヲ以テ本庁ト定メ」という建白書が四年七月に民部省宛に提出されています。その理由として「政府は郡県の制度を設けたが、数百年來私有としてきた土地を旧藩が知事として治め、家臣が官員となつていたので有名無実である。政令を一にするには藩県を廃止し一州一県にする必要がある」としています。

この建白書は廃藩置県を促すものと考えられますが、岩鼻県知事がそれ以前に一州一県にする建白を行つていたことが他県に先がけて県の統廃合を行つた背景にあるように思われます。

なお、十月二十八日には旧暦の大陰暦の日付で現在の太陽暦(五年十二月三日改暦)では十二月十日にあたります。

県名の由来については、それを立証する史料が見当たりませんが、萩原進氏や山田武麿氏は、奈良時代から上野国にあった群馬郡の郡名に由来するとしています。群馬郡は県のほぼ中心にあつて、県庁の置かれた高崎・前橋も属し、昔は

国府の所在地でもあつたことから推測したものと考えられます。

ところが、この群馬県になるまでに「上野県」や「高崎県」という案があつたのです。まず、前述の青山貞の建白書の中に「御手初ニ当岩鼻縣ヲ廃シ上野県ヲ置キ」とあり「上野県」の設置を提言しています。しかし、これは建白だけで政府では取り上げなかつたようです。

高崎県という案は、「公文録」によると十月二十日付で「上野国ノ内従前ノ諸縣被廃更ニ高崎県被置候様仕度」という何が出されさらに「今般上野国ノ内左ノ県々被廃更ニ高崎県被置候事」と太政官からの布告案まで用意されていきました。ところが、十月二十七日には「高崎縣ヲ群馬縣へ御引直ノ儀ニ付何」が出され、高崎県という命名は僅か一週間で取りや



第一次群馬県庁が置かれた旧前橋城

めになりました。その理由については「高崎縣ノ儀云々ノ情実モ有之候」とあるだけで明らかにされていませんが、高崎県という案があつたのは事実です。

初代の知事には、岩鼻県知事であつた青山貞が権知事(のち権令・県令となる)として任命されました。彼は越前藩出身で戊辰戦役で活躍し、京都・東京府の大参事を経て岩鼻県知事となり、後に奈良・秋田県令や元老院議員を歴任した人物でした。

最後に、県庁の位置について考えてみます。太政官布告に「高崎ニ縣廳ヲ被置候事」とあるように、元高崎県庁(旧高崎城)に県庁を置き、十一月十九日から執務が開始されました。なぜ藩の石高も上位で城も新しかった前橋に置かなかつたのか、その事情を伝える史料はありませんが、一般には高崎が中山道の宿駅とし発達してきた城下町で交通に恵まれ賑わつていたことが考えられます。

ところが、翌五年一月に旧高崎城が兵部省に引き上げられることになつたので、同年五月太政官の許可を得て前橋への移転を決定したのです。県では六月十日に新県庁への移転を布達して十五日から旧前橋城での執務が開始されたのです。以上のような経緯で、十月二十八日に群馬県が誕生したのです。しかし、実際の引渡しは前橋県では五年二月、沼田県でも五月になつてから行われています。全国的には、四年十一月までに全国の各県が整理統合されて三府七二県となつ

たのです。

### 三、熊谷県から第二次群馬県へ

明治六年六月十五日、群馬県(第一次)が廃され、現埼玉県分の入間県と合わせ熊谷県が置られました。これは群馬県令であつた河瀬秀治が入間県令も兼ねていたため、事務の便宜から併合されたものです。

県庁は熊谷に移され、前橋と川越には支庁が置かれたましたが、前橋支庁はわずか十五日で高崎へ移されました。

明治九年八月二十一日、熊谷県が廃され、旧入間県分を埼玉県に併合し、旧第一次群馬県と四年以来栃木県の管轄になつていた東毛三郡を合わせて、新たに第二次群馬県が設置されました。これが現在の群馬県で、県域は昔からの上野国と一致しています。これは、旧群馬県と入間県側の民業・旧價の相違が行政上の支障になつたためといわれています。

初代県令には熊谷県令に昇格した榎取素彦が就任し、十七年まで在任して草創期の県政に大きな足跡を残しました。県庁は支庁のあつた高崎に置かれたましたが、各課が分散して不便であつたため、翌九月二十九日に前橋へ移庁されました。八月二十一日は全国的に諸県の統廃合が行われ、三府三五県になつたのです。以上のような経緯で中央集権体制をめざす府県制が確立し、「群馬県」もこうした流れの中で誕生したのです。

(一)の注は出典・資料であるが紙数の都合で省略した。



## 新たに収蔵した文書

### 古文書

文書館主事 小沢賢二

本年度もたくさんの方々から古文書、記録類が寄贈・寄託されています。これまでに新たに次の文書が収蔵され、当館では順次整理を進めています。

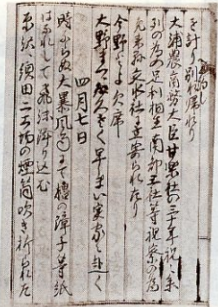
種別	氏名	住所
寄贈	田村 あい子	前橋市
寄託	久保原 要一	前橋市
寄託	林 孝雄	新治村
寄託	猿ヶ京区有	新治村
寄託	湯浅 久悟	前橋市
寄託	小野 武男	白沢村
寄託	内山 幹雄	群馬馬町

次に、寄贈・寄託の点数が多く、特色のある林家・田村家の文書について、その概要を述べてみたいと思います。

#### ○林 孝雄家文書

林家は、利根郡新治村字羽場村（現、利根郡新治村羽場）で、江戸時代より代々、仙右衛門を襲名し、名主をつとめていたが、質屋を経営し生糸の売買にも力を注ぎました。したがって、林家文書は、地方文書をはじめ生糸の売買にかかわる水運資料なども含み、広い分野での活用ができるでしょう。

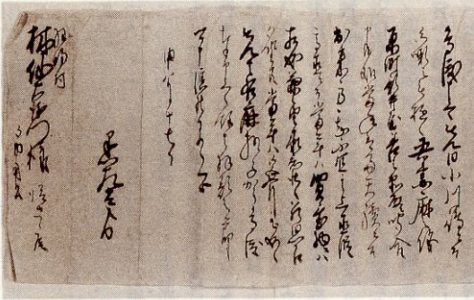
（昭和六十年十月二十三日、寄託、文書点数八八三）



田村家文書「工場日誌」

#### ○田村あい子家文書

田村家は、前橋市諏訪町（現、城東町）で、明治期より製糸業を始め、その後、交水社田村製糸所（二重丸組）を戦後まで経営。寄贈文書の中には、購買付、生糸売上、工女募集、工場日誌類のほか、町内組長日記などが含まれています。  
（昭和六十年九月三十日寄贈、文書点数四八五点）



林家文書「吾妻麻買控に関する書状」

## 新たに閲覧できる文書

### 行政文書

文書館主事 小暮隆志

#### ○昭和戦前期文書

一昨年来補修製本等を進めていました昭和戦前期の群馬県庁文書一、八〇三冊（概要は表のとおり）が、昨年十二月より閲覧していただけるようになりました。

初期の県庁舎改築、群馬会館新築から、九年の陸軍特別大演習と世界大恐慌、翌年の県下大風水害等を経て、社会が戦争

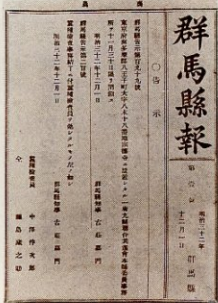
項目	冊数	数
令往議人	36	8
達復会	47	18
事務・秘書	144	167
統計	167	139
簿籍	147	61
運輸	7	11
信通	11	99
皇室	99	64
兵隊	222	426
演習	27	27
衛生	225	225
土木	669	737
川業	41	54
業務	345	90
築方	90	3,784
事		
計		

一色に染まっていく様子を生の資料で知ることができます。



昭和戦前期文書類の一部

### 群馬県報



群馬県報第1号

群馬県報は、県が県民に対する命令や指示を県民に伝える方法として発行したものです。主な内容は、県令・告示・告諭・訓令甲号・同乙号・工事入札や学校の生徒募集広告・県官吏及び吏員の異



# 利用者の目



## 「群馬県蚕糸業のあゆみ展」に寄せて

「蚕糸業のあゆみ展」を見て

三村 直子

群馬県は昔から蚕糸業で有名だったがとは以前から知っていたが、この展示を見て、かつての群馬の蚕糸業が、どのような形で発達し、「蚕糸王国」とまで言われるようになったかについて、詳しく知ることが出来た。

まず第一に明治時代から、日本の産業を支えてきた蚕糸業を推進するのに、群馬の地形が適していたこと、そして、技術革新のために、多くの人が力を尽くしたことが、群馬の蚕糸業が発達した大きな要因だということがわかった。

次に安い賃金で重労働させられた工女たちの苦労も忘れない。まだ幼いうちに県外から製糸所へ奉公に来て、一日に十四、五時間も働かされた工女の資料もあった。それから、当時の製糸所の様子が詳しく書かれた「工場日誌」というのが、展示されていて、それには生糸の生産量や、工女の実態、欠勤した者など工場内の生活がそのまま書かれてあり、とても面白かった。

その他、群馬の誇りとも言うべき、「富岡製糸所」についての展示もあった。ここでは指導者のフランス人の給料と日本工女の給料の差が気になった。また、工

女の履いているソワリの高さで工女の等級が分けられていたというのも面白いと思った。

このように、かつては日本人の産業、貿易の中心として盛んだった蚕糸業も、今ではすっかり衰えてしまった。これも、日本人でも着物を着る機会が少なくなつたように、時代の流れだから仕方がないかもしれない。しかし、蚕糸業が築いた日本の文化と伝統の精神は失わないで、これからも受け継いでいけたら素晴らしいと思う。

### 「蚕糸業展」に思う

小林 恭子

(前略) 次に、もう一つ感じたことは、かなり昔の資料がよく原形をとどめたままで残っているものだということだ。今なお、こうして存在するのは、虫や湿気などに相当気を配ってきたからである。

展示室のガラスケースの中にある資料を見てみると、その時代に逆のほつたようである。興味をそそられた。古い資料を現代に引き継ぐのは、私たちの大切な役割だと思った。(前橋女子高校生) (小林さんの前半は他の人と同じ感想でした)省略しました)

私の家は三代製糸業を受け継いだ。祖父常吉の時代は、家族ぐるみ座繰りをしていた。左手で歯車を廻して、右手で添緒、立膝して挽くのであった。足踏みの座繰りは昭和の初め頃流行した。

親爺の代になって工場製糸の経営に移った。明治四十年頃四人共同で工場を創立し、交水社丸交組製糸所となった。組代表は梅沢恵三郎、角田久吉、鈴木十郎、小山秋次郎であった。丸交組製糸所は当初一八五釜であったが、昭和五・六年頃には五二二釜に増加した。

交水社の傘下には、丸交のほかにも共同組代表岡部称平(丸二組・高柳春雄)、丸六組(神山嘉平)、二重丸組(田村作太郎)の五工場が組織され、一毛町の本社と百軒町の分工場に製糸工場があった。そのほか附属の小会社に生皮亭と比須の総処理工場の前橋精練所、その傘下に蛹処理工場の岩神蛹工場、さらに蚕種製造として坂東蚕業株式会社を持っていた。

私は中学三年の時父親が病死したため、一層専門の技術を見につける必要にせまられ、上田蚕糸専門学校に入学した。卒業するとすぐに宇都宮の十四連隊に入り、二ヶ月後除隊となり、我が家同様の丸交組製糸所に入った。

会社では小僧から修業し、長老の角田久吉翁から繭の仕入れ方、掛け引、繭の鑑定法、乾燥法、三斗器の秤り方、英斤

の扱い方等々を教えて貰った。繭の鑑定は「繭の内に心が入り心内に繭が入るようになる」といった言葉は今でも覚えている。製糸法についても学校で教わらなかった独自の製法を見番さんから教わった。

小山 清

## 特別寄稿 交水製糸所を回顧して

特別寄稿

昭和四年から丸交組百軒町製糸所(工場長 小六氏)の工場長となった。しかし、二十年までは製糸業受難の時代であった。戦時中交水社の各工場は軍に協力して、次のように軍事工場化した。

- ・ 栄町工場……短繊維工場(陸軍・統制会社所屬)
  - ・ 国領工場……長繊維抱合工場(海軍大井町資材工廠)
  - ・ 向町工場……陸軍千住製絨所の疎開倉庫
  - ・ 三俣工場……交水航機株式会社
  - ・ 一毛町工場……群馬音響株式会社(ビクター株式会社所屬)
  - ・ 本社工場……群馬工場有限公司(藤倉電線株式会社所屬)
- これらの工場も八月五日の空襲で、三俣工場を残しただけで全部焼失してしまつたのである。

戦後は、工場も整備しなおし、二十二年頃から操業を再開したが、人絹やナイロンの進出により、交水社株式会社も、営業不振を招き、遂に昭和三十五年十一月会社開放の憂き目を見るに至つたのである。(元交水製糸株式会社社長)



# 利用者の



## 「蚕糸業の歩み展」に思う

小屋多恵子

「蚕糸業の歩み」の特別展を見て、私  
がまず心をひかれたことは、製糸工女の  
給料のことである。

「富岡製糸所記」を見ると、フランス  
人の首長の給料は「月給六〇〇弗、賄料  
一五〇円」で日本の一等工女の年給二五  
円の二四倍にもなっている。これが等外  
工女になると一か年九円で、仏人首長の  
六〇分の一の少なさである。

国の政策が殖産興業だとしても、あま  
りにもひどいと思う。いかに列強の仲間  
入りをするべく国力を高めた時代とはいえ、  
それを支えた底辺の人々の生活は決して  
豊かではなかったことを痛感させられた。  
これらのことから、当時の日本の後進  
性をうかがい知ることができると思う。

また、一般の工場の工女たちは、年令  
十四・五才が多く、一日十三・四時間も  
働いても一日十銭程度であったといわれ  
る。これらの群馬の若い工女たちが、当  
時の日本を背負い、支えていたことを実  
際に見ることができた。

私たちが学んだ歴史の表面には、緑の  
下の力持ちであった工女のことばかり  
出て来ない。この展示を見て、ほんの少  
し歴史の真実に触れたような気がした。

(前橋女子高校生)

## 展示アンケートから

- ・解説が親切でわかりやすかった。
- ・展示の配置を考え、コーナー毎に立体的に展示されていて見やすい。
- ・歴史的経緯はわかりやすいが、多少コンパクトにまとめすぎた感じがする。
- ・冊子の文書は開いてあるページしか見られないので残念に思う。
- ・説明のパネル板の文字が大きく、写真があったのでわかりやすかった。
- ・展示と講座を組み合わせるのは大変効果的であった。
- ・蚕糸業の現状についても簡単に付け足すとより理解が深まると思う。
- ・もう少し、養蚕・製糸関係の初歩的な解説が欲しかった。



特別展「蚕糸業のあゆみ」の風景

## 古文書との出会い

阪本 一郎

「前橋の街の歴史が知りたい。」  
今、私の胸に、この思いが痛切な願い  
となって渦まいている。

昭和五十三年頃から始まった大型店の  
大量出店は、たちまちにして前橋商圏を  
席卷した。商店街は、やむなく出店反対  
に立ち上らざるをえなかった。抗争数年  
気がついた時、中心街の通行量は半減し  
ていた。このままでは街が潰れる。「私達  
の手でなんとかしなければ」と思った時、  
私達の胸に、街を守り、郷土をいとおし  
む心が、いつか強く芽ばえていた。  
「前橋の街の昔の姿を知りたい。」  
今、前橋商店街は、街を活性化しよう  
と、壮大なコミュニティマーケット事業にと

★講座の持ち方等に関するアンケートの  
集計結果は次のとおりです。

- ・回数は五回位でよいが七八%、もっと  
長く十回程度がよいが一八%でした。
- ・実施日は日曜日が六八%、つづいて土  
曜日が一三%でした。
- ・テキストの分量・内容・難易度とも適  
当が九七%、分量が多すぎる、時間が  
短かいという意見も若干ありました。
- ・今後このような講座に参加したいとい  
う人が八六%、さらに長期古文書解  
読講座に参加したい人九一%でした。
- ★講座に対する意見・感想には、次のよ  
うなものがありません。

## 古文書解読入門講座 アンケート結果から

- ・駅などにポスターを貼ったりして、もつ  
と文書館のPRしたらと思う。
- ・相談コーナーを開設してほしい。
- ・自分の家にある文書を読めるようにな  
りたい。地元の資料も読みたい。
- ・初めての世界で大変楽しく、時間のた  
つのを忘れてしまいました。
- ・このような文化講座を今後もどんどん  
計画して下さい。
- ・いろいろの配慮がされ、館員の皆様が大変親切で気持ちよく受講できました。
- ・これを機会に古文書に親しみ気長に取  
り組んでみたいと思っています。
- ・県内にこうした文化内容の深い施設が  
あることは意義深いことです。

りくんでいる。そのためにも祖先の商人  
(あきんど)がどのように生きてきたかを知  
りたい。祖先の書き残したものを読みた  
い。この切実な願いが、私の古文書学習  
の直接の動機であった。

入門講座五回の講義は、新しい知識を  
知る喜びの連続だった。あの恐ろしい戦  
争、十年に及ぶ応召により、学究への道  
を絶たれた痛ましい青春の日を想うにつ  
け、今古希を迎えようとしている私は、  
人生の長い旅路の果てに、ゆくりなくも  
めぐりあつた古文書との出会いに、しみ  
じみと生きる喜びをかみしめている。燃  
えつきて果てなむその日迄、私の胸にそ  
の灯は光り輝くだろう。入門講座、あり  
がとう。

(サカモト書店)



# レファレンス コーナー

文書の破損がひどいのですが、家でできる保存方法を教えてください。

日本古来の生活や文化は、木や紙を利用することが多く、長い年月の間に失われたものも多数あります。保存の第一義は先人の遺産であるこれら文化財をより完全な姿で後世に伝えることです。そうした意味から、まず火災から守ることは第一ですが、ひとまずそれはさておき、家庭で注意いただくことをあげましょう。

**1 保存場所** 第一に湿気の少ないこと、土蔵では、一階より二階がよい。しかし、雨もりや軒から雨水がさすようでは困ります。

**2 保管容器** 和紙は生きていると言われます。外気、とくに湿度の影響を受けやすいものです。密封容器がよいと考えますが、湿気を含んだ文書をビニール袋等で封をしてしまうと、かえって湿気がこもり、文書がいたむこともありえます。スチールロッカーや、コンクリート製の書庫なども、温度差で結露が生じることもあります。家庭では、外気に応じて反応する木製容器、ことに、古来から使用された桐箱、桐箆筒の方が適しております。湿気のない所ならばダンボール箱でもよいでしょう。な

お、保存の際、防虫剤としてパラ・ジクロール・ベンゾール(商品名としては多種ある)を入れる。その際には、樟脳・ナフタリン等異種の薬剤を混入しない、反応して水分が出る場合があります。古い不明な薬剤はとりかえ。葉量は1㎡に40g程度の割合のこと。

**3 その後の手入れ** 和紙はシバムシなどの虫が喰い荒らし、文書を開けてあわてることがあります。一年のうち春秋の晴天乾燥日に、文書を日かげで曝涼(虫ぼし)をし、文書の状況に目を配るようにしたいものです。



いたんだ文書

文書館のような、文書類の保存専門施設でない限り、ネズミや虫の害、カビの進行を防ぐのは困難と思います。薬剤の補充時、虫干しのときに、箱の中を改めて文書の状態を確認し、早めに手をとっていただくことが最もたいせつなことです。

貴重な古文書類も、家の新築、世代の交代による生活様式の変化をきつかけに消滅しつつあるのは残念です。文書類の保管・保存にお困りのこと、相談したいことがありましたら、文書館へご一報ください。

(専門員 駒形義夫)

## 柄魚の会だより

岡田耕栄

当会は、昨年十月で満二周年を迎えました。この間会員の異動が若干ありましたが、解説を続けられて来たのは、会の目的である「生涯学習」「人間交流」と云う線に沿ってお互に励まし合って来た賜ものと喜んでいきます。

今年の特筆事項は、初級講座終了者五十名を対象に午前の部を設け、二部制をとったことです。

午前の部の学習は従前の会と同様第一日曜日午前十時から二時間とし、資料の作成には代表者を交えて行ない、積文作成は従来の会員が当たり、更に当日は、数名の者がマンツーマン方式を前提とし

## 古文書同好会だより

太田富榮

文書館で出版した「解説演習 群馬県古文書選」に集録されている二十八編をテキストとして開設された古文書解説講座の受講生が講習終了後も、もう少し研究を深めたいという気持ちで結成したので本会です。

その後会員の退会あるいは新規加入等若干の異動はありましたが、本館所蔵のもの又は会員所蔵の古文書を毎回コピーして読み合せ研究討議してまいりました。三人寄れば何とやら十人からになりまして、ある程度の収穫は期待できるものです。毎月の研究集会は楽しいものの一

て学習援助をしています。既に「慶安御触書」を読み、目下「五人組前書」に取り組んでいます。この間「一通」ものも積文を自ら作り、いわゆる「書く」ことにも精を出しています。

午後の部の会員は、神戸家の「御用留」を読み、書きしています。御用留は、御存知のとおり触書や廻状等々名主のメモであるためか、特に当該文書はなぐり書きの有様で解説し難い。しかし、記述は同一パターンが多いので、旺盛なチャレンジ精神で取り組み、往古をしのいでいます。今後は多様な会員がより前向きに学習できるようにするため懇談の機会をもったり、二周年記念行事も行うように内部検討を進めています。

つになっていきます。

六十一年は一月十一日、二月一日、三月一日に(各土曜日、午後二時より約二時間)文書館を会場として行うことが決定しています。四月以降の日程は館と協議の上立案し、研究資料についても年間計画を組み、会員数に応じた準備を進めたいと考えております。

会費は年額二五〇〇円とし、主として資料のプリント代及通信費に充てています。新規入会御希望の方は御一報下さい。事前に連絡下されば資料も準備しておきます。

連絡先 電話〇二七二一八三二二二六  
大町町 太田富榮





# あゆみ

蛎魚の会・古文書同好会学習会継続

60・7・1 行政文書管理受任・収集作業開始(13日)

60・7・11 第五回文書館協議会

60・7・16 新収蔵文書展(9・22日)

60・7・18 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会(神戸市)

60・7・26 文書調査員会議

60・8・3 第一回郷土史研究講座、宮崎俊弥(桐生西高校教諭)

60・8・5 行政文書一括くん蒸(9日)

60・8・10 第二回郷土史研究講座、西川武臣(横浜開港資料館)

60・8・11 第一回長期古文書解説講座 高橋正彦(慶大教授) 第三回まで

60・8・17 第三回郷土史研究講座、星野愷(東工大名誉教授)

60・8・24 第四回郷土史研究講座、工藤恭吉(早大教授)

60・9・8 第四回長期古文書解説講座 田畑勉(群馬高専教授) 第十回まで

60・10・22 特別展「文書にみる群馬県蚕糸業のあゆみ」(11・29日)

60・10・26 郷土史特別講座「富岡製糸場と工女たち」今井幹夫(富岡市立額部小学校)

60・11・2 古文書寄贈・寄託者感謝状贈呈式

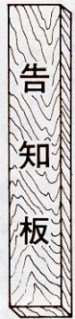
60・11・11 行政文書一括くん蒸(14日)

60・11・24 第十一回長期古文書解説講座、田中康雄(文書館古文書課長) 第十五回まで

60・11・20 群馬県関係諸藩資料調査(与板町、安中井伊家外)

60・12・10 群馬県関係諸藩資料調査(上越市、館林柳原家)

61・1・26 第十六回長期古文書解説講座、阿久津宗二(主任文書館専門員)



★昭和六十年長期古文書講座継続

一月………十二日、十九日、二十六日  
二月………九日、十六日、二十三日  
三月………九日(修了式)

★蛎魚の会月例学習会継続

一月五日、二月二日、三月二日

★古文書同好会月例学習会継続  
一月十一日、二月一日、三月一日

★展示予定

二月四日～三月十五日、多野・藤岡地区諸家文書展(田口・小林・高橋・黒沢・栗崎家)

六月十七日～七月十三日、利根・沼田地区諸家文書展(鈴木・片山・入沢・石田・小林家)

## ★件名カードの活用

文書館では、みなさんの利用の便を図るために行政文書の目録化を進めています。このたび明治期の行政文書簿冊目録のうち「地方」にあたる分類項目の件名カード(約二万四千枚)の作成が終了しました。

そこで、その件名カードを一般の方方に利用していただくことにしました。今まで目的の文書を検索する場合、まず簿冊名から検索し、その簿冊の内容を全部見えていたわけです。時には数冊の簿冊を始めから終りまで見なければならぬこともありましたが、しかし、これからは明治期の「地方」に関する内容については、件名カードで目的の文書の有無と所在を直ちに知ることができ、多くの方々のご活用をお待ちしております。

## 編集後記

★「文書館だより」六号をお届けします。今回は文書館協議会委員の西垣晴次氏から論文を寄稿していただきました。また、昨年始めて「県民の日」が制定されましたので、それに関する特集を組み、収蔵文書の紹介は休ませていただきました。

★今「利用者の目」に多くの寄稿があり、通常の紙面に載せきれず、うれしい悲鳴をあげました。特に、元交水製糸株式会社の社長であった小山清氏

から「交水製糸所を回顧して」の特別寄稿をいただきました。そこで、今回特に特別展「蚕糸業のあゆみ」と「古文書解説入門講座」に関する寄稿を中心に「利用者の目」の欄を二ページに増設しました。

★文書館が設立されて満三年過ぎ、その存在も次第に知られ、利用も年々増してきていくことはうれしいことです。しかし、文書館が教育機関でありながら学校関係の利用がやや少ないのを残念に思います。今後は、学校の授業等で活用できる資料の紹介を多くしていきたいと考えています。気軽にこ来館いただき、ご活用ください。

★文書館だよりをより親しみやすいものにするために、今後とも文書館に対するご意見・ご感想等をお寄せいただければ幸に存じます。

## 利用案内

◎開館時間——午前9時～午後5時  
◎休館日——月曜日、国民の祝日、月末整理日、年末年始(12月27日～1月5日)、春期特別整理期間(5月13日～5月21日)

題字 岡野延人書  
発行・群馬県立文書館  
〒三七二前橋市文京町三丁目二七番二六号  
電話(〇二七二)二一一三三四六  
印刷・朝日印刷工業株式会社  
電話(〇二七二)五一一一二二二